

ご相談事項に対する説明要旨（例）

北奥法律事務所 弁護士 小保内 義和

ご相談者 盛岡姫子（X）様	作成日 令和4年10月1日
------------------	------------------

ご相談の骨子（事案概要、趣旨、争点など）

夫である盛岡岩太郎氏（Y1）が、早池峰雪子氏（Y2）と不倫関係に陥っているため、離婚や慰謝料請求を検討している。

夫は、Y2との婚姻を希望し、Xに離婚を求めている。

夫婦間には未成年の子（1歳）が1名おり、仮に、離婚となれば、Xが養育したい。想定される争点や必要な準備などを説明して欲しい。

説明要旨（必要な作業の整理、論点の見通し、留意点など） ※一部を割愛しました

Y1（ご主人）に対し、不貞行為を理由に離婚、慰謝料の請求が可能。

慰謝料は事実関係にもよるが、（中略）の範囲・前後になりやすいのでは。

不貞行為の有無等について相手が争う可能性があるなら、相応の立証資料のご準備が必要。他方、Y1からX（ご自身）に対する離婚請求は長期間不可（有責配偶者）。

子の親権は、従前の育児状況などにもよるが、（以下略）。

養育費は原則として裁判所の基準表で算定。

他に財産分与の問題、子の面会交流などがある。別居の場合、私物（動産）の引渡でトラブルが生じないように、工夫をお願いしたい。

離婚することがご家族（母子）にとって賢明な選択かという問題もあるでしょうから、可能であれば、ご実家等とよくご協議下さい。

Y2（不倫相手）に対しては、不貞行為の立証が可能（又は争いが無い）のであれば、慰謝料請求が可能。

金額の算定については、事実関係・立証次第だが、（中略）と判断されやすく、その範囲内でY1と連帯債務と扱われる（一方から回収すれば他方との間でも填補扱い）。回収方法も検討を要する。

Y1・Y2双方を訴えるか、現時点ではY2のみの訴訟に止めるか、ご検討の上、訴訟を依頼される場合には、別途ご連絡下さい。

※文例では一般的な見通しの相談となっているため、概括的な説明に止めています。